

# 多面的機能支払交付金事業概要

(市事業名：農業・農村多面的機能発揮促進事業)

## 1. 経緯

農業・農村は、本来、国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化伝承などの多面的機能を有し、地域住民に多くの恵沢をもたらしていましたが、高齢化や過疎化が進み、集落機能が低下したことによって、地域の共同活動で支えられていた農用地、用排水路、農道、ため池等の基礎的な維持・保全活動に支障を来しています。さらに、農地集積化が進むなか、担い手の農業用施設等の維持管理にかかる負担が増大する可能性があります。

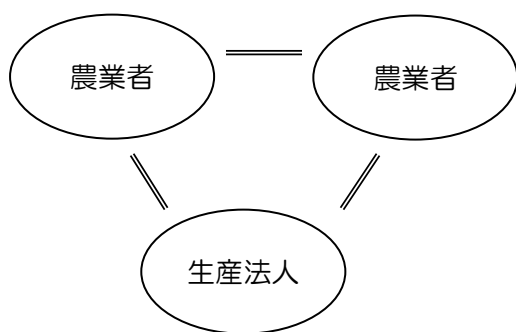
こうしたなか、国(1/2 補助)・県(1/4 補助)・市(1/4 補助)が一体となり、平成19年度から農用地、水路、農道の地域資源の基礎的な保全管理と地域資源の質的向上を図る地域住民主体の活動に対し、農地・水・環境保全向上対策事業を立ち上げ支援をしてきました。

平成26年度からは、多面的機能支払交付金事業に名称を変更し、現行制度を維持しながら、農業者だけで構成する活動組織の認定、農地維持支払の創設、資源向上支払(共同活動又は施設の長寿命化)へ組み替えがされました。また、平成27年度からは農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律が施行されたことにより、現行の日本型直接支払制度の多面的機能支払交付金、中山間地域等直接支払、環境保全型農業直接支払の3事業が法律に位置づけられました。

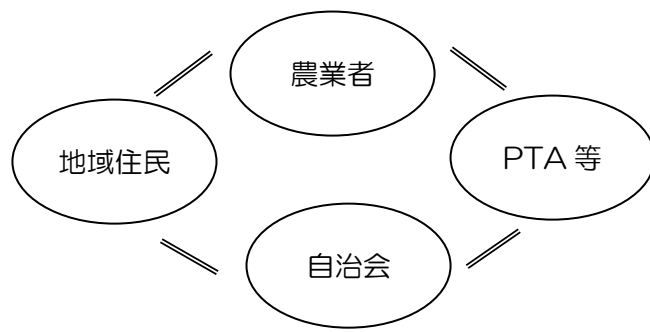
これにより、交付金を十分に活用することで、農業・農村の多面的機能の発揮に寄与し、農業の構造改革を後押しする効果が期待されています。

## 2. 実施要件

- (1) **農業振興地域内において、20ha(200,000㎡)以上の規模の一団の農用地が存在すること。**(近隣地域の農用地面積を合わせて、広域で取り組むことも可能です。)
- (2) 農家及び非農家で活動組織を結成すること。(自治会、PTAなどと十分協議願います。)  
ただし、農地維持支払については、農業者のみで結成することもできます。



**農業者**  
(農地維持支払のみ)



**地域住民参加型**  
(農地維持支払・資源向上支払)

3. 実施期間

※事業開始年度から5年間の活動が必須条件

4. 交付金単価(1年間)

多面的機能支払交付金(農業・農村多面的機能発揮促進事業補助金)				
				10a 当たり
A 農地維持支払 (保全活動)	B 資源向上支払 (共同活動)	計 (A+B)	C 資源向上支払 (施設の長寿命化)	合計 (A+B+C)
田 3,000円	田 1,800円	田 4,800円	田 4,400円	田 9,200円
畑 2,000円	畑 1,080円	畑 3,080円	畑 2,000円	畑 5,800円

※B 資源向上支払は一定要件を満たさない場合、満額を受け取ることはできません。

5. 活動内容

(1) 農地維持支払

① 点検・計画策定

- i 施設点検    ii 年度活動計画の策定

② 研修

- i 組織運営に関する研修

③ 実践活動

- i 畦畔・農地法面の草刈り    ii 水路の草刈り、泥上げ    iii ため池の草刈り、泥上げ
- iv 農道路肩・法面草刈り、側溝泥上げ

④ 地域資源の適切な保全管理のための推進活動

- i 地域資源保全管理構想の作成(5年間の活動期間中に作成する必要があります。)



## (2)資源向上支払(共同活動)

### ①施設の軽微な補修

- i 施設の機能診断
- ii 用排水路・樋門等の点検、補修
- iii 農道路肩や法面の補修

### ②農村環境保全活動

#### i 生態系保全

⇒ 生き物調査、外来種・害虫等駆除、希少種の放流・植栽など

#### ii 水質保全

⇒ 水質モニタリング調査、排水路やため池を浄化させるため、ヨシ等の植栽や木炭等の接触材利用

#### iii 景観形成・生活環境保全

⇒ ひまわり・コスモス等の植栽、水路、ため池、農道などの施設にプランターや花壇を設置、ごみの不法投棄防止のための施設巡回点検や清掃・クリーン活動など

#### iv 水田貯留機能増進・地下水かん養

⇒ 水田の落水口に排水調整板の設置、畦畔の嵩上げ、営農以外での水田へのたん水、地下水かん養機能のための収穫後の耕起、水源かん養林の保全活動など

#### v 資源循環

⇒ 家庭からの生ごみのたい肥化、排水施設等からの汚泥のたい肥化、農業用水の反復利用など

### ③多面的機能の増進を図る活用

#### i 遊休農地の有効活用

⇒ 地域住民との協働農業活動、小学生や保護者等の栽培学習・体験学習、地域の内外からの営農者の確保、企業と連携した特産物の作付けなど

#### ii 農地周りの共同活動の強化

⇒ 鳥獣被害防止のための防護柵設置、農地周りの藪等伐採、農地への侵入竹等防止、農地や施設周りのクリーン活動(清掃やごみ・缶・ペットボトルの回収)など

#### iii 地域住民による直営施工

⇒ 農業用水利施設の補修、環境保全施設の設置など

#### iv 防災・減災力の強化

⇒ 水田やため池の雨水貯留機能の活用、危険ため池の管理体制の整備・強化など

#### v 農村環境保全活動の幅広い展開((2)②のテーマを2つ以上実施)

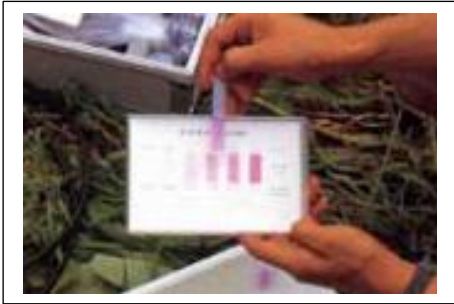
⇒ 生態系保全、水質保全、景観形成・生活環境保全、水田貯留機能増進・地下水かん養、資源循環

#### vi 医療・福祉との連携

⇒ 地域の医療・福祉施設等と連携した農業環境保全活動への参画、農業体験等を通じた交流活動など

#### vii 農村文化の伝承を通じた農村コミュニティの強化

⇒ 伝統的な農業技術(野菜の栽培体験、田植え体験、収穫体験など)、農業に由来する行事の継承など

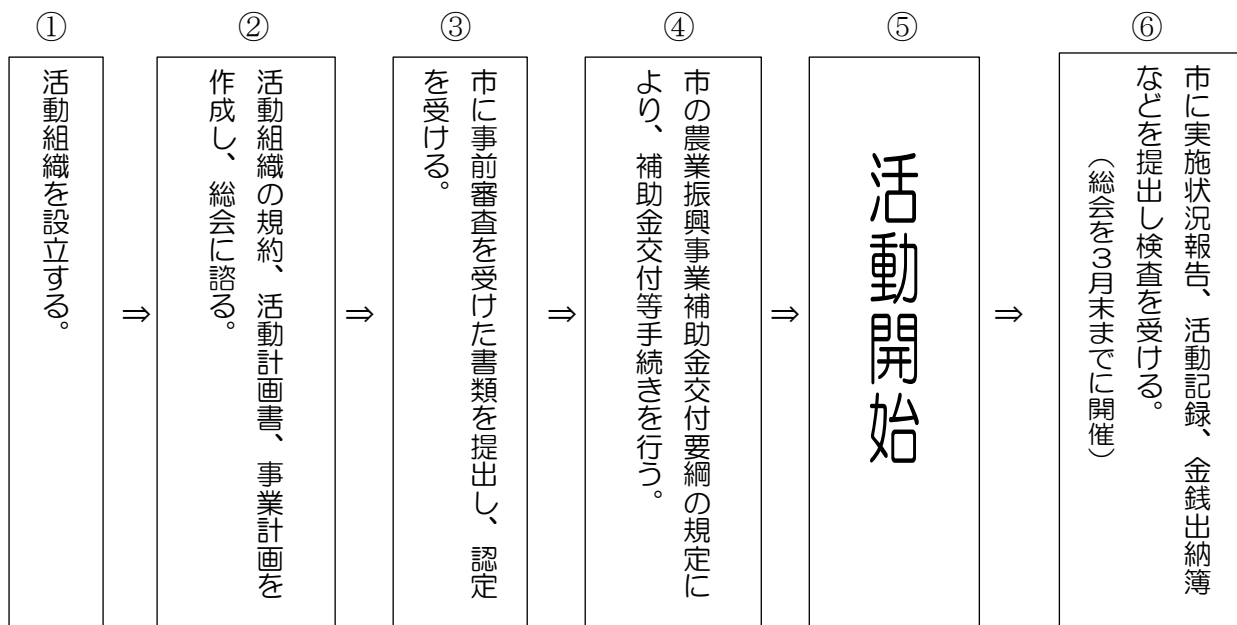


(3) 資源向上支払(施設の長寿命化)

- ①水路・法面等の老朽化や破損による補修、更新
- ②揚水機や樋門等の補修、更新
- ③農道路肩、法面の高度な補修
- ④未舗装農道を砂利、アスファルト、コンクリート舗装



## 6. 令和2年度から取り組む場合の手続き



5年間継続

※なお、活動組織設立・補助金交付等に関する申請手続き事務や実施状況報告などの審査については、岐阜県農地・水・環境保全推進協議会が指導・助言します。

## 7. 実績報告の提出書類

- (1) 実施状況報告書
- (2) 活動記録
- (3) 項目別活動写真の添付
- (4) 金銭出納簿(翌年度繰越は可能ですが、最終年度にはすべて使い切ることが条件です。)
- (5) 領収書をすべて添付し保管
- (6) 2万円以上の備品は、備品管理台帳
- (7) 認定農用地の台帳管理(農用地1筆ごとに把握してください。)
- (8) 監査報告書のコピー

## 8. その他

交付対象となれば、用排水路浚渫補助金などの市補助金を重複して受けることはできません。

## (参考) 支出費用の具体内容の例

### 日 当

- ・各種活動の参加者に対して支払った手当
- ・活動計画の打合せや会議への出席者に対して支払った手当
  - 注)活動への参加に関わらず支払う役員手当(役員報酬)は「その他」に区分します。
  - 注)組織内で行った講習会や説明会などの講師へのお礼(謝金)は「委託費」に区分します。

### 購入・リース費

- ・活動に必要な材料の購入代。
  - 【土木材料】 砂利、砂、セメント、鉄筋、塩ビ管、側溝、型枠、給水バルブ、防草シート、ブルーシート、ペンキなど
  - 【植栽材料】 花の種、球根、苗木、芝、肥料、除草剤など
  - 【その他材料】 ゴミ袋、軍手、ビニール手袋、捕獲タモ、洗剤、EM ポカシ菌など
- ・活動に必要な機械・器具の購入代
  - 草刈り機、草刈り機の歯(チップソー)、スコップ、レーキ、フォーク、一輪車、ホース、ポリタンク、バケツ、水質試験用具など
  - 注)活動に使用した草刈り機の燃料は「その他」に区分します。
- ・活動に必要な機械の借料
  - 軽トラック、バックホウ、転圧機械、トラクタ、ライトバン、溶接機など
  - 注)リース会社に限らず個人又は建設会社などから借りた場合も「購入・リース費」に区分します。
  - 注)活動に使用した軽トラックなどの燃料やオイルは「その他」に区分します。
- ・広報または啓発活動等に必要な用具の購入・製作代
  - 注意看板、活動PRのぼり旗、活動PRジャンパー、活動PRパネルなど
  - 注)看板やのぼり旗などの製作を業者に依頼した場合も「購入・リース費」に区分します。
- ・活動組織の事務処理に必要な器具の購入代または借料
  - デジカメ、ビデオカメラ、パソコン、プリンター、ファックス、プロジェクターなど
  - 注)鉛筆、ボールペン、コピー用紙、などの文具(消耗品)は「その他」に区分します。

### 委託費

- ・活動組織では対応が困難な作業を建設会社などに依頼した場合の外注費
  - 注)建設機械のみを借りた場合は「購入・リース費」に区分します。
- ・活動組織の活動記録や会計事務を構成員以外の人に依頼した場合の委託費
  - 注)活動記録や会計事務を行っている活動組織の構成員に対して支払った手当(アルバイト賃金)は「その他」に区分します。
- ・活動組織内で行った講習会や説明会などの講師へのお礼(謝金)

### その他

- ・他の地域への視察や研修に要する旅費・交通費
- ・活動に際して傷害保険に加入した場合の保険料金
- ・鉛筆、綴じファイル、ノート、コピー用紙、写真フィルム、写真現像、デジカメ・メモリ、プリンターインクなどの活動に必要な文具類(消耗品)の購入代
- ・活動に使用する機械の燃料やオイルの購入代
- ・活動参加者に提供するためのお茶、弁当、茶菓子の購入代
- ・活動組織の事務処理に必要な事務機器の電気料金
- ・活動組織構成員への連絡に必要な通信費(電話代、切手代、Mail 通信料)や用紙のコピー代
- ・活動組織が会議等で使用する会場使用料
- ・活動記録や会計事務を行っている活動組織の構成員に対して支払った手当(アルバイト賃金)